

## 第 126 回 OECD 造船部会の結果概要

## (1) 造船業における公的助成の防止等に関する法定拘束力のある国際規律の策定

造船業における市場歪曲的な公的助成の防止等に向け、国際規律の法的位置付けや規律の交渉項目について議論を行い、今次会合において、国際規律を法的拘束力のあるものとして、交渉項目とともに中国に速やかに伝達し、中国の参加を呼びかけることが合意されました。これを受け、まず OECD 事務局が早期に中国との会合を設け、中国のポジションを聴取するとともに、WP6 の議論への参加を働きかけていくこととなりました。

## (2) 韓国による公的支援問題等

我が国をはじめ多くの参加国より、政府系金融機関による造船所に対する公的支援措置について、同支援の詳細説明を要求するとともに、造船業の公正な競争条件を歪曲する恐れがあると懸念を伝えました。

- 2018 年 1 月に韓国政府が政府系金融機関による前受金返還保証 (RG) の発給に関するガイドラインを大幅に緩和し、一部の案件・船種においては赤字受注であっても RG を発給するように運用を改正したことについて、安値受注を助長することにつながるとして参加国より懸念が示されました。さらに我が国より、RG 発給が政府系金融機関からのみなされ、民間金融機関が参画していない場合、民間より優遇された条件での支援が行われており市場を歪曲している可能性が高い旨指摘しました。
- 2018 年 4 月に韓国政府が発表した「造船産業の発展戦略」及び「海運再建 5 ヶ年計画」において、政府支援により 2020 年までに国内海運会社が 200 隻の新造船発注を行うとあるが、このような支援措置は、投機的な発注を助長し、造船市場を歪曲する恐れがあると参加国より懸念が示されました。

これらに対して、韓国からは、RG の発給や海運会社による新造船発注は、民間ベースの商業的な判断に基づいて実施されており、政府は関与していない旨回答がありました。また、民間金融機関からの RG の発給実績について、今回の OECD 造船部会の後、OECD 事務局経由で回答がなされることとなりました。